

アジア経済法令ニュース 増刊 No.17-113

職場復帰プログラムの供与手続並びに労働災害及び業務上疾病に係るプロモーション活動
及び予防活動に関する 2016 年 3 月 10 日付インドネシア共和国労働大臣規程 No.10

弁護士法人 瓜生・糸賀法律事務所

2017 年 4 月 3 日 (月)

職場復帰プログラムの供与手続並びに
労働災害及び業務上疾病に係るプロモーション活動及び予防活動に関する
2016 年 3 月 10 日付インドネシア共和国労働大臣規程 No.10

第 1 章 総則

第 1 条

この大臣規程において、次の各号の用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 労働災害保障（以下「JKK」と略す。）とは、加入者が、職場環境に起因する業務上の事故に遭い、又は疾病にかかった際に支給される金銭及び／又はヘルスケアの形式をとった給付をいう。
- (2) 労働災害とは、住居と就業の場所との間の往復の移動で発生する事故を含む、業務に関連して発生する事故、及び職場環境に起因する疾病をいう。
- (3) 業務上疾病とは、業務及び／又は職場環境に起因する疾病をいう。
- (4) 職場復帰プログラム（Return to Work Program）（以下「職場復帰プログラム」という。）とは、労働者の職場復帰を目的とするヘルスケア、リハビリ、及び訓練を通じて労働災害及び業務上疾病の問題を取り扱う一連の施策をいう。
- (5) ヘルスケア施設とは、政府、地方政府及び／又は民間事業によって遂行される、ヘルスケア及びリハビリ実施のための機関をいう。
- (6) 労働社会保障実施機関（以下「労働 BPJS」という。）とは、社会保障実施機関に関する 2011 年法律 No.24 に基づく形態の公的法人をいう。
- (7) 外傷センター労働 BPJS とは、労働災害及び／又は業務上疾病に対するヘルスケアの給付において労働 BPJS と協働するヘルスケア施設で、診療所、保健所、保健所の支所、医師と共同で運営されている施設及び病院から構成されるものをいう。
- (8) アドバイザードクターとは、労働災害及び／又は業務上疾病による障害の程度の認定、永久全労働不能の認定、並びに職場復帰プログラムの提言における医学的な判断のために大臣に指名される医師をいう。
- (9) 労働災害及び業務上疾病のケースマネージャー（以下「ケースマネージャー」という。）とは、資格を有し、かつ、職場プログラムの実施における監督の実施、労働者の補助及び関係する当事者間の調整を職務とする労働 BPJS の担当者をいう。
- (10) プロモーション活動とは、労働災害及び／又は業務上疾病を予防するために労働安全衛生の向上の目的で実施される取り組みをいう。

- (11) 予防活動とは、労働災害及び／又は業務上疾病の発生を予防する目的で独立して又は共同で実施される取り組みをいう。
- (12) 加入者とは、6 か月以上インドネシアで就業し、保険料を納付している外国人を含む個人をいう。
- (13) 労働者とは、賃金又は他の形態での報酬を受領して就業する個人をいう。
- (14) 雇用者とは、労働者を使用する個人、経営者、法人若しくはその他の組織、又は賃金若しくはその他の形態の報酬を支払って公務員を使用する国の機関をいう。
- (15) 大臣とは、雇用分野の行政事務を管轄する大臣をいう。

第2条

労働災害に遭い、及び／又は業務上疾病にかかった労働者は、職場復帰プログラムの給付を受けることができる。

第2章 職場復帰プログラム

第3条

1. 前条所定の職場復帰プログラムは、アドバイザードクターの提言に基づき供与されることができる。
2. 前項所定のアドバイザードクターの提言は次の場合に行われる。
 - a. 治療及び療養中
又は
 - b. 労働者が職場復帰プログラムの供与対象となる障害から回復したことが判明した後

第1節 給付

第4条

1. 第2条所定の職場復帰プログラムの給付では、ヘルスケア、リハビリ及び職業訓練の中から総合的に支給される。
2. 前項所定の給付の支給は、ヘルスケア施設並びに／又は外傷センター労働 BPJS、リハビリ施設、及び職業訓練施設、並びに政府、地方政府の資本及び／又は要件を満たし、かつ、労働 BPJS と協働する民間資本により行われる。

第2節 要件

第5条

労働災害に遭い、及び／又は、業務上疾病にかかった労働者は、次の要件の下で、職場復帰プログラムの給付を受けることができる。

- a. JKK プログラムにおいて、労働 BPJS の加入者として登録されること
- b. 雇用者が保険料を規則に従い納付していること
- c. 労働災害に遭い、又は、業務上疾病にかかり、障害が生じていること
- d. 労働者が職場復帰プログラムの便宜を必要とする旨のアドバイザードクターの提言があること、並びに
- e. 雇用者及び労働者が職場復帰プログラムへの参加のための同意書に署名すること

第3節 実施手順

第6条

1. 雇用者は、労働者に生じた労働災害及び／又は業務上疾病をステージ1報告として、労働BPJS及び当該地区の雇用分野における行政事務を取り扱う官庁に対し、所定の書式を使用し、労働災害の発生及び／又は業務上疾病の診断から48時間以内に報告しなければならない。
2. 前項所定の報告は、労働BPJSにより定められた書式を使用し、書面により、又は、電子媒体により行われる。
3. 第1項所定の報告に基づき、労働BPJSのケースマネージャーは、アドバイザードクターとの調整の上定められた要件に従い、職場復帰プログラムの供与を検討するために調査を実施する。
4. 労働BPJSの調査結果及び補助資料に基づき、アドバイザードクターは、加入者に対し職場復帰プログラムを受けるための提言を行う。

第7条

1. 前条第4項所定のアドバイザードクターの提言に基づき、ケースマネージャーは、加入者へのメンタリングを行う。
2. 前項所定のメンタリングは、ヘルスケア、リハビリ、職業訓練、及び加入者の職場復帰の配置に関する説明書面のフォローアップの過程で行われる。

第8条

1. 加入者が職場復帰プログラムに参加する間、一時的に就労できないことによる手当は、法令の規定に従い、加入者が職業訓練への参加を完了するまで、労働BPJSから支給される。
2. 労働BPJSのケースマネージャーは、職場復帰プログラム達成率のモニタリング及び評価を行う。

第9条

1. 職場復帰プログラムの運営に当たり、労働BPJSは、次の施設と協働することができる。
 - a.ヘルスケア施設
 - b.リハビリ施設
 - c.訓練施設
2. 前項a号及びb号所定の協働は、法令の規定に従い実施される。
3. 第1項c号所定の協働は、次の機関と共に労働BPJSにより実施される。
 - a.インドネシア政府、地方政府及び／又は民間資本による職業訓練施設
 - b.労働安全衛生機関
4. 前項所定の機関は、法令の規定の要件を満たさなければならない。
5. 第3項所定の機関により運営される職業訓練の種類は、各加入者のニーズ、利益、障害の種類及び状態に応じて決定される。
6. 加入者が職場復帰プログラムの完了を表明した後、第3項所定の訓練施設は、加入者の復帰に関する留意事項を、会社の代表に宛て説明書面で通知する。

第10条

1. 労働BPJSは、職場復帰プログラム実施のモニタリング及び評価を行う。

2. 労働 BPJS は、職場復帰プログラムの達成率把握のため、最長 3 か月間、職場配置後の加入者を評価する。

第 3 章 労働災害及び／又は業務上疾病に関わるプロモーション活動及び予防活動

第 1 節 プロモーション活動及び予防活動

第 11 条

雇用者は、労働災害及び／又は業務上疾病の発生の予防において、法令の規定に従ったプロモーション活動及び予防活動について責任を負う。

第 12 条

1. 雇用者は、前条所定のプロモーション活動及び予防活動の実施において、国家労働安全衛生政策を考慮して労働 BPJS と協働することができる。
2. 前項所定の協働は、覚書の形式又は相互に合意される他の形式において行われる。

第 13 条

1. 前条所定の協働のほか、プロモーション活動及び予防活動の実施において、労働 BPJS は次の機関と協働することができる。
 - a. 労働安全衛生センター
 - b. 労働安全衛生サービス会社
 - c. 労働安全衛生の専門機関及び
 - d. 法令の規定に適合する他の関連機関
2. 前項所定の協働は、覚書の形式又は相互に合意される他の形式において行われる。
3. 第 1 項所定の機関は、法令の規定の要件を満たさなければならない。

第 14 条

1. 前 2 条所定のプロモーション活動は、次のものを含む。
 - a. 移動中の労働災害発生防止についての交通安全キャンペーン
 - b. 清潔で衛生的な生活態度の促進及びキャンペーン
 - c. 労働安全衛生指導
 - d. 労働安全衛生文化の向上及び／又は
 - e. 労働者の栄養状態の向上
2. 前 2 条所定の予防活動は、次のものを含む。
 - a. 加入者の健康診断及びメディカルチェック
 - b. 職場環境の検査
 - c. 保護具及び労働安全衛生施設の提供
 - d. 労働災害及び／若しくは業務上疾病の予防についての周知、情報、及び教育に関する施設の提供並びに／又は
 - e. 安全運転の訓練及び実践

第 2 節 プロモーション活動及び予防活動の実施

第 15 条

プロモーション活動及び予防活動を達成するため、第 12 条所定の雇用者は次の要件を満たさなければならない。

- a. 規則に従い保険料を納付すること
 - b. 3 年間以上、労働 BPJS の加入者となっていること
- 及び
- c. 加入段階に応じて、全労働者を社会保障プログラムに参加させていること

第 16 条

労働 BPJS は、第 12 条所定の雇用者及び／又は第 13 条所定の機関により行われるプロモーション活動及び予防活動の実施に関するモニタリング及び評価を行う。

第 3 節 プロモーション活動及び予防活動の申入れ

第 17 条

1. 第 12 条所定の雇用者及び第 13 条所定の機関は、合意された協働に従い、労働 BPJS に対し、プロモーション活動及び予防活動を提案する。
2. 前項所定の提案に基づき、労働 BPJS は、予め定められる要件に従い、プロモーション活動及び予防活動の種類決定のため、検証を実施する。
3. 第 1 項所定の提案は、労働 BPJS により予め定められる書式を使用し、書面により、又は電子媒体により、提出することができる。
4. プロモーション活動及び予防活動の支給及び実施に係る手続は、労働 BPJS により規定される。

第 4 章 ● 報告

第 18 条

第 12 条所定の雇用者及び第 13 条所定の機関は、プロモーション活動及び予防活動の実施結果を、労働 BPJS に対し、活動終了後 7 営業日以内に報告する。

第 19 条

1. 労働 BPJS は、職場復帰プログラム並びに労働災害及び業務上疾病のプロモーション活動及び予防活動の実施結果を、大臣に対し、6 か月ごとに報告する。
2. 大臣又は指名された職員は、前項所定のプログラムの実施に対し、1 年以内に評価を実施する。

第 5 章 終則

第 20 条

この大臣規程は、公布の日から施行する。

(インドネシア法令研究会翻訳。会長：宍戸一樹、事務局長：野島未華子、副事務局長：梶間茂樹)